GLOBE

グローブ 2012 春

（公財）世界人権問題研究センター

人権問題研究叢書　第６号刊行

京都のなかの渡来文化

定価　1,500円（税別）　　カバーデザイン：京都市立芸術大学　江尻紗耶未氏

※販売は 2012 年６月中旬（予定）

公益財団法人としてのあらたな前進をめざして

世界人権問題研究センター
理事長　上田　正昭

平成六年（一九九四）の十一月二十六日、人権問題を総合的に調査・研究する専門的研究機関として、文部省（現文部科学省）から財団法人の認可をうけて、同年の十二月一日から当研究センターはスタートした。当初研究第1部国際的人権保障体制の研究・第2部同和問題の研究・第3部定住外国人の人権問題の研究・第4部女性の人権問題の四研究部で発足したが、あらたに人権教育の理論と方法の研究の第5部が加わり、第2部では前近代と近現代の二つのグループを編成して、各部とも着実に研究成果を積み重ねてきた。そのみのりは毎年刊行しつづけてきた『研究紀要』や『年報』および『同』別冊の「共同研究」に反映されているが、啓発と研究の「人権大学講座」・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」も毎年継続してきた。

そればかりではない。平成二十二年の十二月十二日にはシンポジウム「いま、世界を人権の視点から見直す」を池坊学園美心館で開催、翌二十三年には十二月四日（池坊学園）のほか十二月十一日には福知山市などとの共催でシンポジウム二〇一一を実施した。京都府立・市立の高校の要請にもとづく「人権学習出前講座」もつづいている。

平成二十四年の三月二十一日、内閣総理大臣から公益財団法人としてあらたな認定をうけ、当研究センターの内外における人権問題に関する役割は、ますます重みと深みをおびてきたといっても過言ではない。平成二十三年の六月二十三日から、「人権問題研究叢書」を発行してきたが、早くも第5冊を数えるにいたった。

公益財団法人として、さらに災害と人権・宗教と人権・環境と人権・福祉と人権・芸能と人権など、研究部門の内容の充実につとめて、二十一世紀が人権の世紀として輝くようめざしたい。

府益担第３３９３号
平成２４年３月２１日

財団法人世界人権問題研究センター
上田　正昭　殿

内閣総理大臣
野田　佳彦

認定書

平成２３年１１月２８日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第４４条の規定に基づき、別紙のとおりの公益財団法人として認定する。

別紙

１．法人コード：A014109

２．法人の名称：財団法人世界人権問題研究センター

３．認定を受けた後の法人の名称：公益財団法人世界人権問題研究センター

４．代表者の氏名：上田　正昭

５．主たる事務所の所在場所
京都府京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

６．公益目的事業
(1) 人権問題に関する学術・研究振興事業

７．収益事業等
該当なし

８．旧主務官庁の名称：文部科学省

GLOBE

GLOBE　No. 69　2012　spring…目次

新公益法人移行　公益財団法人としてのあらたな前進をめざして…　上田　正昭　i
〃　認定書　……　ii
共同研究会　国連大学との共同研究会の開催について…　坂元　茂樹　2
外部寄稿　協働による集落維持 ―消滅集落を見守る―　……　小川　嘉幸　4
歴史随想　災害と人権　……　上田　正昭　6
国際人権・随想　アジア諸国と人権（その二九）……　安藤　仁介　8
研究第一部　雛祭りと人の生きる思い　……　徳川　信治　10
研究第二部　同和行政・隣保事業再考の必要性…　山本　崇記　12
研究第三部　「1970年代以降における在日朝鮮人教育の再考」…　宋　英子　14
研究第四部　3・11から見えた日本の多様性　……　マーサ・メンセンディーク　16
研究第五部　「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな」…　松波めぐみ　18
書評　『京都のなかの渡来文化』……　仲尾　宏　20
〃　秋定嘉和著『人権から見た近代京都』……　杉本　弘幸　22
表彰紹介　「解放の父・松本治一郎賞」受賞 ―上田正昭研究センター理事長―　……　27
事業案内　2012年度　人権大学講座　……　28
〃　2012年度　講座・人権ゆかりの地をたずねて　……　30
研究部門の紹介　……　32

〔連載〕　人権の〝館〟　厳浄寺（ごんじょうじ）――滋賀水平社発祥の地　仲尾　宏　24
〈海外の人権紀行〉　移民政策は失敗か　ドイツ　安里和晃　34

GLOBE（グローブ）　ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「ボタン」〈NPO 法人日本写道協会会員　笠本眞理氏提供〉

国連大学との共同研究会の開催について

世界人権問題研究センターは一九九四年（平成六年）に文部省認可の研究財団として設立されて以来、日本のみならずアジアにおける人権研究の貴重な研究拠点として、国内外から高い評価を得ている。二〇一二年（平成二四年）四月からは新たに内閣総理大臣認可の公益財団法人として活動しているが、「国際的人権保障体制の研究」を行っている当センター第一部は、国連大学の協力の下、国連人権高等弁務官事務所で国連人権理事会の普遍的定期審査を担当しているクリストフ・ペシュウ氏をジュネーヴ（スイス）から招き、下記の通り共同研究会を開催した。国連大学からは、横田洋三・元副学長、ヴェセリン・ポポウスキー社会科学研究主任や菊地靖国連大学サステイナビリティと平和研究所客員教授らが参加した。

日時：二〇一二年四月二日（月）
　　午後一時三〇分～五時
場所：国連大学第一会議室
テーマ：**国連人権理事会　普遍的定期審査の可能性と実効性に関する国際的検討**

第一部は、日本学術振興会の科学研究費を得て、「国連人権理事会の実効性～普遍的定期審査を中心に」をテーマにした共同研究を進めており、すでに二二カ国の普遍的定期審査（以下、ＵＰＲ）の検討を終えている。二〇〇六年に設立された国連人権理事会は、四年ごとにすべての国連加盟国（新たに国連に加入した南スーダンを除く、一九二カ国）の人権状況を審査するＵＰＲの第一巡目の審査を昨年終了し、二〇一二年五月より第二巡目の審査が開始されることになっている。

自由権規約委員会などの条約機関による審査の場合は、個人資格からなる委員会によって当該人権条約の締約国の実施状況が審査されるが、ＵＰＲでは国家による相互審査（ピア・レビュー）の形をとる。審査を受ける国に対して、理事国四七ヶ国のうち三カ国がトロイカと呼ばれる報告者団を構成し、この三カ国は三つの地域グループから一カ国ずつくじ引きで決定される。審査には、人権理事会の理事国のみならず、すべての国連加盟国が参加で

きる。ただし、このように国によって行われる審査という性格上、政治性を完全に払拭することはむずかしい。

そこで、当センターの安藤仁介所長の司会の下、共同研究に参加している、当センターの嘱託研究員である小畑郁名古屋大学教授が、「普遍的定期審査の可能性と問題点」を、坂元茂樹研究第一部長が「共同研究の成果および今後の方向性」を、嘱託研究員である薬師寺公夫立命館大学教授が「日本の第一回普遍的定期審査およびフォローアップに関する分析と検討」を報告した。これら、三つの報告を踏まえて、実際にＵＰＲにおける各国の審査報告書等の作成（このことは今回の研究会の質疑の中で明らかにされた）にあたっているペシュウ氏が、実務的立場から、「普遍的定期審査の現状と可能性～三報告を踏まえて」と題して、コメントを行った。

人権理事会の前身である人権委員会では、各国の間に「対決と不信の文化」が巣くっていたが、それを「協力と関与の文化」へ変えることを目指して人権理事会が創設された。改革の目玉とされるＵＰＲは、この「協力と関与」を基本理念とした制度であるといえる。その意味でＵＰＲは、人権問題に対処する各国の考え方、アプローチ、方法論の転換が、人権理事会の発足によって達成されたかどうかのリトマス試験紙の役割を果たすともいえる。たしかに、質疑において、当センターの嘱託研究員である岩澤雄司東京大学教授から出された質問のように、審査において出された勧告を無視しようとする北朝鮮のような存在はある。しかし、ペシュウ氏が指摘したように、それは極めて例外的な事例であり、大多数の国は、すべてではないものの、多くの勧告を受け入れる姿勢を示している。人権の普遍性と客観性を高めるために始まったこの制度の将来は楽観できる状況にはないが、人権基準実施のための各国の能力向上に資する制度であることは間違いなく、受諾した勧告のフォローアップが行われる第二巡目以降の展開に注目する必要がある。

研究会における報告及び質疑から、当センターが行っているＵＰＲに関する研究の水準の高さについてはペシュウ氏もこれを認め、今後も日本の研究者と意見交換をしたいとの希望を述べるとともに、国連大学のポポウスキィー氏もこうした共同研究会の開催を継続したい旨の希望を述べられ、国連大学との共同研究会は成功裏のうちに閉会した。

（文責　研究第一部長　坂元　茂樹）

協働による集落維持
―消滅集落を見守る―

京都府農林水産部
研究普及ブランド課長
小川　嘉幸

京都府では、著しく過疎化が進んだ結果生じた限界集落について、重点的な支援を行っている。２００８年からは、限界集落と大学とが協働で地域を活性化する「ふるさと共援活動支援事業」を、２００９年からは、限界集落を含む小学校区程度の集落集合体（地域連携組織）が、行政やＮＰＯとともに地域再生を実現する「共に育む命の里事業」を実施している。これらの事業は限界集落の再生を目的としているのだが、一方で、過疎化・高齢化が著しいため、こうした取り組みに参加することさえできない集落が存在することが明らかになった。

こうした状況をうけて、京都府では、２０１１年に特に高齢化率の高い集落を47カ所抽出して、生活実態や支援ニーズを把握するためのヒアリング調査を実施した。調査結果を見ると、高齢者のみの世帯が56％を占め（自助の減少）、寄り合いが年2回以下の集落が17％にのぼるなど集落内のコミュニケーションが減少しており（共助の減少）、将来的な集落維持を困難と考えている集落（消滅危惧集落）も13％存在した。自助や共助の減少が集落活動を低下させ、それがさらに個人の日常生活にも支障を来たし、集落の消滅が危惧される実態が明らかになったのである。

筆者（執筆当時、京都府農林水産部農村振興課過疎対策担当参事）は、上記集落のうち、集落内の戸数が20戸以下で70歳以上の高齢者の割合が70％を超えるなど極度に過疎化・高齢化の進む集落をいくつか調査した。ある集落では、集落内に住民票をおく世帯は5世帯あるものの、現実に居住しているのは1世帯（1人）のみであり、その他の世帯は居住はせず、墓や神社の維持、田畑の耕作などのために家を管理しているという状況であった。1人で集落を守っている70歳近い住民の方は、雪深い冬も酷暑の夏も、唯一の交通手段である原付バイクに乗り、通院や買い物などのために片道数十分かけて生活関連施設が集まる中心市街地へと出かけられていた。この集落も、１９６０年頃には十数世帯が居住し、農業を中心とした集落生活が営まれていた。そして、日々の営みを通じて、食料供給や自然災害の防止、美しい景観や伝統文化の保全・継承などの多面的・公益的機能が発揮されていたのである。

また、他の集落に住む方に、「生協の個別配送を頼めば、

定期的に訪問してもらえ、少しは安心して暮らすことができますよ。」とお話しすると、「数百円の配送料がもったいないからいらない。」と答えられる。本当に配送料がもったいないのではなく、お金を払うとはいえ、他人に迷惑をかけたくない・・・、との思いから、不安な気持ちを心の中に押し込めて、そういう意思表示をされているのである。このような遠慮の壁を取り払っていただくためには、信頼できる人が親身な言葉をかけ続け、地域に関係する多様な主体が協働して見守り活動を実施するような、本当の意味での寄り添った支援が必要とされている。

こうした実態を踏まえ、京都府では、消滅が危惧される集落の住民に対して、きめ細やかな支援をタイムリーに行っていくため、集落の出身者や集落や住民の状況などをよく知る職員がいる農業法人やＮＰＯ等が中心となり、定期的な訪問や緊急通報装置の配付、買い物・通院などのための送迎、草刈り、雪かき、伝統・文化等のアーカイブ化などの事業を進めることとしている。また、中心となる農業法人・ＮＰＯとともに、地域の方々や企業、行政等も参画するプラットフォームを組織し、地域のケアプランや支援の役割分担などを考え、実践する事業も進める予定である。今後の事業の成果に注目していただきたい。

最後になったが、このような集落の支援施策を検討するため、『「命の里」見守り支援研究会』を設置し、委員のみなさまに熱心にご議論いただいた。ここにメンバーをご紹介させていただき、深く感謝の意を表したい。

「命の里」見守り支援研究会

座長：龍谷大学経済学部　河村能夫教授

委員：京都大学公共政策大学院経済学研究科　岡田知弘教授、立命館大学産業社会学部　乾亨教授、立命館大学衣笠総合研究機構地域情報研究センター　柴田晃客員教授

府・市町村社会福祉協議会3名、市町村職員2名、京都府農村振興課（事務局）

（所属・役職名は執筆当時）

【3ｍ近い積雪があった棚田で有名な宮津市世屋地区、2012年２月３日撮影】
注：写真の集落は、本文とは関係ありません。

◆歴史随想―㊺

災害と人権

研究センター理事長
京都大学名誉教授
上田　正昭

昨年の三月十一日、午後二時四十六分、三陸沖でマグニチュード（M）9・0の大地震が勃発した。加うるに大津波だけではない。福島第一原発の事故による放射能汚染、天災と人災が複合しての日本史上未曾有の東日本大震災となった。

二万人に近い死者と行方不明者、そして被災者・放射能汚染からの避難民の数はおびただしい。いまだに行方不明者が三千名をこえるのは、大津波のためであり、福島第一原発の事故も大地震だけでなく、大津波によるところが少なくない。

東日本大震災の後、五月の雑誌に、権威のある地震学者が大津波は「想定外」であったという論文を発表されているを読んで愕然とした。政治家の「想定外」という発言も無責任だが、三陸沖の大津波は近くは昭和8年や明治29年にあり、古くは貞観11年（八六九）の五月二十六日、今回とほぼ同じような大津波があった。そのことは「六国史」の最後となった『日本三代実録』に詳述されており、菅原道真が編集した『類聚国史』の「災異部五」の地震の項目のなかでも詳しく記している。同年の予震二回ばかりではない。余震四回の記載もある。

昨年の十二月十一日、京都市での一昨年・昨年の人権シンポジウムの好評をうけて、はじめて京都府域で、〝いま、世界を人権の視点から見直す〟の視点から「災害と人権」のシンポジウムを、当センターと福知山市・福知山市教育委員会・人にいちばん近いまちづくり推進会議・人にいちばん近いまちづくり実行委員会との共催で、福知山大江町総合会館で開

催した。

安藤所長をコーディネーターとし、栗林幸重福知山市人権推進室長・坂元研究第一部長・山路研究第二部長・仲尾研究第三部長・源淳子第4部嘱託研究員・上杉孝實第5部客員研究員がパネリストになり、私が基調講演を担当した。

数多くのみのりある質問があいついだが、『世界人権宣言』がその第一条に、「すべての人間は。生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等である」と明記しているとおり、「人間の尊厳」においてもっとも肝要なのは「いのちの尊厳」である。自然を破壊し貴重な文化遺産などを損傷する戦争は、最悪の人権侵害だが、天災もまた自然と人のいのちを消滅させ、人災はさらに過酷な災害を誘発する。

いのちの尊厳を守り活かす人権にとっても、災害で奪われるいのちをいかに保障するか、どのようにして災害を事前に察知して回避するか、いかにして災害の被害を最小限に防止するか。多くの課題が残されている。

福知山市大江町での基調講演でも言及したが、平成十六年の台風23号による由良川の洪水被害は、このおりだけの被害ではない。『大江町史』の災害編によって調べても、寛文六年（一六六六）から明治九年（一八七六）まで二一〇年間に77回も水害の被害をうけていることがわかる。二・七年に一回の洪水となっている。とりわけ慶應二年（一八六六）のおりには水位は14メートルにおよんだという。

そこで大野ダムの建設が計画されたが、戦争中の戦費の増大などで昭和十七年（一九三二）に中止、漸く昭和三十六年の十一月に竣工したが、発電用多目的ダムとして築造されたために、集中豪雨ともなれば、治水の調整ができなくなる。

浸水想定区域の設定や川幅を拡げたり堤防を整備したり、河川の改修工事のほか避難訓練を重ねたり、さまざまな努力がいる。

自然と対決し自然を克服するのではない。自然といかに調和するか、その知恵と体験を新しい技術で活かすことが不可欠となる。

シリーズ　国際人権・随想㊲

アジア諸国と人権（その二九）

研究センター所長
京都大学名誉教授
安藤　仁介

前回に指摘したとおり、ビルマは国土も日本の一・八倍とひろく資源にも恵まれた国です。国土の中心をイラワジ河が北から南へ流れ、この大河の流域には平地が拡がり、下流のデルタは米の生産地として有名ですが、周辺地域には山岳が多く他国との国境となっています。六千万を超える人口の七〇％近くをイラワジ平野に住むビルマ族が占め、北部中国との国境地帯にカチン族、西部インドとの国境地帯にチン族、同じく西部バングラデシュとの国境地帯にラカイン族、東部ラオス・タイとの国境地帯にはシャン族、その南にはカレン族やモン族など多種多様な少数民族が住み、人口の二割以上を占めるほか、インド人や華僑も住んでいます。宗教的には、ビルマ族、モン族、シャン族はほぼ百％が仏教徒で人口の約八九％、インド系住民のヒンズー教徒とイスラム教徒が併せて四％、山地のカレン族やカチン族に多いキリスト教徒が二％を占め、それ以外の少数山岳民族はほとんどがアミニズムの信仰者です。

イラワジ河流域には、旧石器時代の終わりから新石器時代の初めにかけて人が住んでいた形跡がありますが、この地に政治的集団が形成されたのは、一～二世紀から九世紀ころまで栄えたピュー族の国家が始めてであろう、と考えられています。そして九世紀中頃、ピュー族の国家が中国雲南の南詔に攻め滅ぼされたのちに、ビルマ族がイラワジ平野に進出し、一一世紀にはパガンに王朝を樹立しました。しかしパガン王朝は、一三世紀後半に幾度も元の侵攻を受けて一二八七年には崩壊し、この地域の覇権は東部から進出してきたシャン族の手に移ります。シャン族は一四世紀後半にアパ王朝に統合されましたが、アパ王朝は一六世紀前半に他のシャン族集団に滅ぼされます。他方で、シャン族の支配を逃れて南下したビルマ族は、シッタウン河上流のタウングーに集結し、一六世紀半ばにはタウングー王朝を樹立します。こ

の王朝はその後、チェンマイ、アユタヤ、ビエンチャンなどタイ族の諸王国を攻略して強大な王国を築き上げますが、相継ぐ遠征に国力を衰退させ、一七五二年には南方のモン族に倒されます。

このモン族に対抗して、三度目ビルマ族の覇権を確立したのがアラウンパヤで、かれはモン族との数年に及ぶ戦いに勝ち、一七五九年にはコンバウン王朝を打建てます。コンバウン王朝は一貫して拡張政策を採り続け、六〇年代に八年間に及ぶ清の侵略を撃退して以降、ルアンプラハン、アユタヤ、アラカン（ラカイン）を征服して、広大な版図を築き上げました。しかし、こうした拡張政策は、西隣の大英インド帝国の利害と衝突し、一八二四年から三次にわたる対英戦争の結果、最終的に国王が英軍に捕らえられ、八六年にはコンバウン王朝は滅亡して、全ビルマが併合され大英インド帝国の一州となりました。ただし英国の放任経済政策は、住民の大半を貧困に追いやったため、一九三一年には農民一揆を誘発し、英国は同三七年にビルマをインドから分離したのです。

アウン・サンは英国の支配に抵抗する名門の出身で、ラングーン大学在学中に学生同盟の委員長となり一九三六年、後に首相となったウ・ヌーとともに学生ストライキを指導、卒業後は政治の道に進んで「われらビルマ人連盟」に入党し、英国からの独立を目指す地下活動に取り組みました。同四〇年には逮捕状を逃れて中国のアモイへ蜜入国し、そこで日本軍の特務機関と接触、その協力を得て翌年ビルマを脱出させた三〇人の青年とともに海南島で軍事訓練を受け「ビルマ独立軍」を結成、四二年には日本軍の侵攻に伴ってビルマに入り、バー・モウ親日政府の防衛軍司令官を務めます。しかし日本側の意図に不信を懐いたアウン・サンは四五年三月、抗日戦線「反ファシスト人民自由連盟」を組織して蜂起し、日本の敗戦後はこの組織の総裁として政権を担当することを英国総督に要請、翌四六年九月にはビルマ執行理事会副議長に任命されました。さらにロンドンで英国のアトリー首相と会談後の一九四七年一月二七日、一年以内のビルマ独立を取極めたアウン・サン＝アトリー協定を公表しました。また同年四月の立憲議会選挙では上記の自由連盟が二〇二議席のうち一九六を獲得しました。しかしながら独立の準備手続に没頭していた一九四七年七月一九日、ラングーンで執行理事会を開催中、アウン・サンは六人の閣僚とともに政敵ウ・ソウの刺客に暗殺されたのです。

雛祭りと人の生きる思い

研究センター嘱託研究員
立命館大学教授
徳川　信治

旧暦でいうと、二〇一二年三月二四日は雛祭り。この原稿を書いている今日がその日である。

北野の天神さんと平野神社を結ぶ散歩道の途中にある「平野の家　わざ永々棟」という私設の建物で雛祭り展が開催されていて、今日は雛展を共催している高津古文化会館の学芸員の先生による雛にまつわるお話しが聞けるというので立ち寄ってみた。

古い数寄屋を再建築したという広い邸宅いっぱいに展示されていた雛人形の数に圧倒されたが、妻が持っているものや百貨店で目にする「段飾り」はひとつだけで、後は座敷にお内裏様とお雛様がたくさん並んでいる。

学芸員部長先生のお話しによると、この雛飾り、もとは「段飾り」ではなく「座敷飾り」であったらしい。

段飾り（永々棟蔵）

今でも神社などで、氏名年齢住所を書いて息を吹きかけ、自分の汚れを紙に写してお祓いをしてもらうという人の形をした紙が置かれているところがあるが、雛祭りも元は三月の最初の巳の日に紙に汚れを移して川に流して清めた中国の習慣が日本の汚れを祓う儀式と結びついたのが起源なのだそうである。

三月上巳に流していた人の形をした紙がそのうち人形になり、贈答として創られるようになっていくうちに、次第に「度毎に流す」ものではなく翌年も使用するという人形に変化していったとか・・・。これが五節句の中の桃の節句に位置づけられ、今の形態に近づいたのだそうである。

「立ち雛」もたくさん展示されていたが、座っているお雛様もよく見るといろいろな種類がある。

町衆の間で愛されたという享保雛は、形が大きく面長な顔立ちでお内裏様とお雛様がペアルックを着ている。

一方で公家の家に伝わった「有職」雛は　直衣姿で公

家の生活を伝えている。

専門家によると、お雛様の衣装には十二単に刺繍が施されているものもあり、そんなことは現実にはありえない夢物語「王朝への憧れ」が形になったものであって、実は「これでなければならない」という決まりはないらしい。

享保雛（高津古文化会館蔵）

お内裏様とお雛様の置き位置もよく「関西風」「関東風」で置き方が違うといわれるが、「天子南面す」という内裏における天皇皇后の並び位置に則ると、左側（向かって右）にお内裏様、右側（向かって左）にお雛様となるがこれは「有職」に従うとこのように置くということで、昭和天皇の洋装による即位式時の並び位置はこれとは逆で、「関東風」の置き方はこれに則って置かれているということで、どちらが正解ということではないらしい。

お雛様という「飾りの様式」はまさにその時代、持つ人によって変化を遂げていて、その形を探っていくと逆に、人形の置かれた時代、社会状況が見えてきておもしろいかもしれないとそんなことを考えた。

「人権」という言葉。

これもまた時代と社会によって創られていく「創造物」である。フランス語で人権を現在でもDroits de l'Hommeと呼ぶが、これはHOMME（オム）があるように正確には「男性の権利」である。女性にも「人権」が認められるようになったのは、第二次世界大戦後のことである。

「雛祭り」が自らの汚れを祓って疫病や不幸から逃れ、生を全うしようとし、「人権」が為政者の圧政からの自由を獲得して生を全うしようとする、いずれもその時々の人々が「生きる」ということに執着しそのための希望の手段として編み出してきたものである。

こうした「生きる」ことへのさまざまな行事や概念の生まれ方は、形は違えども世界各国共通であった。

現在の人権に関わる条文とその解釈に、後世の人は二十一世紀初頭の社会をどのように見るのだろうか・・・。

古いお雛様を眺めながらそんなことを考えた散歩であった。

御殿飾り雛（高津古文化会館蔵）

同和行政・隣保事業再考の必要性

研究センター嘱託研究員
立命館大学非常勤講師
山本　崇記

２０１１年４月、市内の同和地区15ヵ所に立地していたコミュニティセンター（コミセン）が廃止され、「いきいき市民活動センター」（13ヵ所）として転用された。東三条、養正、改進、崇仁地区などでこれまでとは違った取り組みや人の流れが生じている。また、崇仁地区に関しては、柳原銀行記念資料館の来館者増加、空地の利活用の進展、土地区画整理事業と住宅地区改良事業の合併施行などに見られるように、課題の山積した状態から、着実に前に向かいつつある。一方で、２０１２年２月に行われた京都市長選挙では、同和行政の問題はすっかり影を潜めてしまい、政争の道具以上のものではなかったようにさえ思われる。政治や市民レベルにおける人権問題とはどのような水準に来ているのだろうか。

コミセンの転用は、「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」（２００８年～２００９年）の議論を受けて行われた。同和行政は一般施策の中で行われるべきであって、特別施策としては終結させるべきだという同委員会の方向性に則って、同和行政は「終結」に向かっている。一般施策の中で行われるべき同和行政や部落問題の性質に関する議論は欠落していたが、施策のベクトルは明確であった。もちろん、あらゆる施策の中で人権を尊重し、行政の言うところの「同和問題」を解決していくための取り組みが実施されるのであれば、歓迎すべきことではある。

京都市は、同和行政の源流として位置付けた隣保事業を今後は実施しないという方向性を具体化している。戦前・戦後と隣保事業は同和対策事業には収斂しない幅を持ってきた。同和地区においてコミセンなどを中心に行われてきた隣保事業は京都市にあっては完全に否定的なものとなっている。その影響は、崇仁地区の南に位置する東九条地域にも及んでいる。１９７２年

にスラム対策の一環で東九条地域に設立された生活館は、同和行政終結過程と軌を一にするように２０１１年３月に廃止された。このような動向を見越して、東九条地域では住民運動（東九条改善対策委員会・北河原建替推進委員会）や地域施設などが協同して、「多文化共生」を柱にした住宅施策と福祉施策の可能性を模索してきた。結果、保健福祉局の管轄の下、「地域・多文化交流ネットワーク促進事業」が単年度事業とはいえ２０１１年７月より実施されることになり、社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会希望の家地域福祉センターが受託し、２０１１年度・２０１２年度と事業を展開している。

同事業の具体的中身は形成途上にあるが、東九条地域で50年以上にわたり地域福祉と児童福祉を実施してきた希望の家が、隣保事業を実施してきたことで地域高齢者の信頼は今も厚いものがある。「地域・多文化交流ネットワークサロン（希望の家）」も毎日活気に満ちている。相談業務に象徴される隣保事業の総括の中で、相談件数の減少や内容の軽度化が、その必要性の低下と施策の打ち切りの根拠にされた点は、地域福祉の実践の中では今も課題であり続けている。

崇仁地区においても、東九条地域においても高齢者の生活を支援・援助していく必要性やニーズは変わらずに存在し、そのための社会福祉実践は行われている。介護保険制度の実施以降、特別養護老人ホームや地域包括支援センターに比して、通所施設である第二種社会福祉事業（施設）や民生委員・老人福祉委員の役割は低下しているようにも見える。しかし、介護・医療・福祉の包括化・専門化の中で皮肉にもそぎ落とされてしまった地域住民の主体性やそれをサポートする施設・事業体の存在はますます重要になってきているのではないか。地域福祉の現場では、包括化・専門化がもたらした弊害に対して、隣保事業などを通して培われてきた多様な地域福祉実践を再定義し方法論を組み直す必要がある。地域高齢者とともに、また、専門機関とともに、多様な交流と憩の機会を作り出し、住民が長く豊かな生活を送ることができる自主性と支援の仕組みを作り、さらに、諸機関の連携・ネットワーキングの繋留点として重要な役割を隣保施設（地域施設）が果たし得るのではないか。このように考えると、同和行政と隣保事業は今一度検討に付さなければならないのではないかと考える。

「1970年代以降における在日朝鮮人教育の再考」

研究センター嘱託研究員
大阪市教育センター研究官
宋　英　子

大阪府・市教育委員会は、各都道府県・指定都市教育委員会の中でも逸早く公立学校教員採用選考試験の受験資格から国籍条項を撤廃し、1975年度より外国人を教諭採用してきた[1]。私は1975年度に教諭採用された外国人教諭の一人であり、1995年度より市教育センターに「研究官[2]」として赴任した。教諭採用された当初、通称名を名のり教壇に立つ私に、外国人教諭としていかに生きるのかと疑問を投げかけたのは、学級に在籍した在日朝鮮人の子どもである。以来、本名で教壇に立ち、在日朝鮮人教育や帰国・渡日の子どもの教育に関わるようになった。子どもや保護者に寄り添いながら、教師とともに教育実践を積み重ねてきた。

しかし、国際情勢の急変と公立学校に在籍する子どもの在籍状況の変化（国籍や民族の多様化、日本国籍取得者や二重国籍者の増加等）に伴い、在日朝鮮人教育は「大きな揺らぎ」の時期を迎えるようになった。「大きな揺らぎ」とは何か、それを創り出している要因は何かを明らかにしたいと考えるようになった。と同時に、「自分は何者か」と彷徨い続け、心の揺れや葛藤をベールで覆い隠しながら生きている子どもの内面に迫り、子どもと生を担い合う関係を紡ぎ続ける手立てを講じてきただろうかと、自らの教育実践と在日朝鮮人教育のあり様を問うようになった。

本論文は、在日朝鮮人教育のあり方を、学校を取り巻く教育行政機関等の動きを捉えつつ、教育実践が行われる学校現場に即して、大阪市を中心事例としながら、主に1970年代以降の時期を対象に、在日朝鮮人教育の構造の質的分析を通して再考しようとするものである。

第Ⅰ部第一章では、1970年代に至る前段階における公立学校に在籍する在日朝鮮人の子どものおかれている状況と、彼らが抱える課題が教育問題として立ち上げられていく過程を、日本教職員組合の全国教育研究大会諸報告を参照しながら論じた。当時の議論は、占領と独立、朝鮮半島情勢の動向等に規定され、個々の在日朝鮮人の子どもの教育問題が前面に出て議論されるまでには至らなかったことを示した。

第二章では、1970年代前半、在日朝鮮人教育が大きな転換の時期を迎えたことを、大阪市西成区の事例をもとに論じた。大阪市西成区は部落解放と民族解放の共

同闘争の渦中にあり、大阪市立長橋小学校の民族学級開設への取組は、その後の在日朝鮮人教育の展開に重要な役割を担うようになった。と同時に、在日朝鮮人の子どもは、日本人や日本社会に対して「人権を問う主体者」として立ち上げられ、民族学級という主体形成の場を求めるようになった。

第三章では、１９８０年代以降の在日朝鮮人教育の構造の質的分析を試みた。民族的偏見や差別をなくすために在日朝鮮人の子どもを「人権を問う主体者」に立ち上げるという教師の論理に隠れるように、学級や民族学級で、在日朝鮮人の子どもが心の揺れや葛藤をベールで覆い隠しながら生きている状況にあったことを論じた。

第Ⅱ部第四章では、私が行った大阪市の公立学校で学ぶ子どもの意識調査（「２００１年調査」）を再度検討し、在日朝鮮人の子どもが民族に関する設問に対して「消しゴムで消された筆跡」や「空欄」で回答する理由を分析した。分析する中で、在日朝鮮人教育が蓄積されていく一方で、在日朝鮮人の子どもは、心の揺れや葛藤を感じながら学校生活を送っている状況を明らかにした。

第五章では、公立学校の民族学級で学ぶ子どもが、学級で「消しゴムで消された筆跡」や「空欄」という形で回答する理由と子どもの意識状況についてさらに明らかにした。心の揺れや葛藤のありかとそれを克服するための方法について分析を重ねた。

第六章では、国分一太郎の生活綴方の方法論を参照しながら、民族や国籍という概念では捉えることのできない子どもの自尊感情について、子どもの事例に即して検討を進めた。

第七章では、公立学校の教師は、在日朝鮮人の子どもや韓国・朝鮮にルーツをもつ子どもが在籍する学級で、どのような思いや願いを込めて学級集団づくりをしているのかを調査分析した。学校現場ではこれまでの在日朝鮮人教育の構造を繰り返しながらも、そこに留まらない可能性を信じて、子どもに寄り添い、子どもの心を解放しようとする試みがあることを論じた。

第八章では、大阪市の公立学校に受け入れた帰国・渡日の子どものおかれている状況と彼らが抱える課題を明らかにし、在日朝鮮人教育の歴史や現状と比較することにより、帰国・渡日の子どもの教育の構造について論じた。

【注】

1）１９８２年、外国人教員任用法の施行と同時に、文部事務次官通知で、公立小・中・高校の教諭等については従来どおり外国人の採用は認めないとした。１９９１年の日韓覚書による文部省教育助成局長通知以降、各都道府県・指定都市教育委員会は、外国人を「教諭」ではなく、「任用の期限を附さない常勤講師」として採用し、大阪府・市では「教諭（指導専任）」として採用している。

2）「研究官」の役職は、大阪市教育委員会が１９９４年度より新たに設けた役職であり、受験資格に国籍条項を設けていない。

3・11から見えた日本の多様性

研究センター嘱託研究員
同志社大学社会学部社会福祉学科准教授
マーサ・メンセンディーク

世界中が東日本大震災、特に津波の映像を見て恐怖を覚えた。今回の災害の特徴のひとつは、リアルタイムに津波の映像を見ていた私たち、つまり離れているひとたちの方が現地にいる被災者より早く情報を得られ、事の大きさを知ることができた。いち早く救援活動に駆けつけた多くの団体の中には市民団体や教会、また、国際ＮＧＯも多く見られた。また、阪神淡路大震災の支援活動を経験していた市民団体なども翌日には現地入りしていた。国内外の「連帯」の姿が印象に残る。そしてその連帯の姿は、日本社会の一部でもある定住外国人、永住者、そして労働者も含まれる。

震災10日後に宮城県の被災地を訪れた知人の報告を聞いて印象的だったのは、「日本の多文化社会の姿」である。避難所ではフィリピン人女性がてきぱきと救援物資の仕分けなどに取り組む姿。バングラデッシュの人らは東京からタンドール窯を載せた車で被災地に入り、タンドリーチキンとナン１０００食の炊き出しを行った。日本のブラジル人コミュニティー、在日韓国人（在日コリアン）の行動も目立っていた。東京で外国人労働者の支援に従事する知人はその姿から「日本は正に多文化社会だ！」と実感したそうだ。また、避難所の責任者は、「キリスト教とイスラム教はすぐ支援に来てくれた、本当にすごい」と、異宗教への新たな親近感をもったようだ。

もちろん、支援活動だけではない。被災された方には外国籍も少なくない。日本人と結婚している外国人女性や工場で働く労働者、研修生、語学教師もいる。尊い命を亡くした人もいれば、命は救われ、本国の勧めで帰国した人もいる。そして、もちろん日本に留まった外国人被災者も多く、一時帰国して、日本に戻ってきた外国人住民もいる。日本人と同様、被災地で職を失った外国籍住民も少なくない。「外国人はすぐに帰る」という報道もあったが、日本社会に定住している外国

人の多くは、日本人と共に東北の地で頑張っている。

また、外国籍住民の「心のケア」も日本人同様必要である。福島県のある酪農家は震災直後、放射線の恐れからフィリピン人の妻とまだ小さい子どもをフィリピンに避難させたが、放射線量の影響ではもう酪農の未来はないと絶望し、自分の命を絶った。夫の死の訃報を受けて日本に戻った女性は夫を残して帰国しなければよかったと自責の念と哀しみに苦しむ。今後の生活の不安も大きい。

このように震災が残した長期的、かつ深刻な問題は言うまでもなく原発と放射線被害である。この問題について、初期段階では正しい情報を知ることが困難で、問題の深刻さが認識されていなかった時期が続いた。長い間原発の問題を、特にチェルノブイリの教訓をフォローしている研究者や活動家はすぐにブログやインターネットを通して情報を流した。市民団体の方が政府や一般メディアより早く状況を分析し危険性を明らかにし、情報発信していたことは今ではよく知られている事実である。

情報が日本語ですらはっきりしない原発の実態をいかに外国籍住民に伝えるかも課題である。震災直後は各国大使館が速やかに対応した。ただ、長期に渡る被災地支援関連の行政などの情報を日本語が読めない外国人に伝えることが必要である。

私の専門領域である社会福祉の使命のひとつは「ソーシャルアクション」である。ソーシャルアクション、つまり社会変革には常に社会を批判的に考えるところから始まる。一見、福祉とは関係ないと思われる原発の問題であるが、人と地域生活に関わる問題として無視できない。原発の危険性を直視し、環境や人に安全な自然エネルギーの可能性を促進することが今必要とされている。放射線被害という現実の中どう生抜くのか、「食」への安全をどう確保するのか、福島県の人々の健康や生活保障、コミュニティーの wellbeing をどう支えるのか。また、福島県民の排除や差別問題も新たな人権問題となっている。その「福島人」の中には外国籍住民もいるという認識が必要である。

3月11日は日本に、また、世界に新たな課題を突きつけた。私たちの生活のあり方が問われている一つの分疑点ではないかと考える。3・11の教訓を通して、人と人のつながり、環境や食の安全を大切にする価値観に基づく生活を実現したい。その新たな日本社会をつくるために、震災を通して見えた日本に存在する多民族・多文化社会の連帯の姿は力になると確信する。

「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな」

研究センター専任研究員
松波めぐみ

初めてその言葉を目にした時、動詞が無いんだなと思ったことを覚えている。障害者権利条約をつくる際のスローガンだった〝Nothing about us, without us!〟は「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！」と訳される。裏を返すと、障害者についての施策も法律も、障害者自身の声を「抜き」に作られてきたということだ。

この言葉を強く意識したのは、２００６年８月、権利条約策定のための第八回特別委員会を傍聴するためにニューヨークの国連を訪れた時だ。政府間会議ではあるが、世界中から多様な障害ＮＧＯ（民間団体）の人々が数百人も集まっており、圧巻だった。政府代表にもかなりの障害者が含まれていた。日本からも四十人ほどの障害者・関係者が参加し、ロビイングや協議を活発に行っていた。私はただ圧倒されるばかりだったが、その会議場で、〝Nothing about us…〟が声をそろえて叫ばれる場面に遭遇したり、諸団体をつなぐＮＧＯが発行しているペーパーの表紙に、〝Nothing about us…〟の字句が印刷されているのを見たりした。縦横無尽に協議が行われる中で、どんな障害者の声も「抜き」にしないという精神が共有されていることを感じた。議長のマッケイ氏が、「意見を出す時は、紙でなく（視覚障害者がアクセスできる）電子データで提出するように」と再三呼びかけていたのも、障害をもつ女性たちの訴えにより「障害女性」のニーズに配慮する条項（第６条）ができたのも、当事者主体の条約づくりの精神を表すものだろう。それから４カ月後（12月）の国連総会で、障害者権利条約は採択された。

＊

私は、「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！」という言葉は日本語としては堅く、ぎこちないため、日本では普及しないだろうと思っていた。ところがその予想は、あっさり覆される。

２００６年から施行された「障害者自立支援法」は、そもそも多くの障害者の反対を押し切って成立したものであり、施行後も各地の障害者が改善を求める声をあ

げていた。詳細は略すが、この法律は権利条約とは相容れない内容を含むものだった。私が（当時）介助に入っていた重度脳性まひの女性は、「これから施設を出て自立したいと思っている障害者が出て来られなくなるのでは」と懸念し、集会やデモに参加していた。そんな中で参加した集会で、「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！」というあの言葉が、私の耳に飛び込んできたのである。かれらはただ法律の中身だけではなく、自分たちの生活に、もっといえば人生に密接に関わる法律が、障害者「抜き」で決められたことに怒っていた。その悔しさが痛いほど伝わってきた。

その後も「われわれ抜きで…決めるな！」という言葉は確実に広まり、近年の障害者制度改革（後述）に関わっても、頻繁に目にし、耳にする言葉となっている。言いやすいフレーズでなくても、日本の障害者たちの切実な思いにフィットする言葉だったからこそ、広まり、定着したのだと思う。

障害者権利条約はこれまでに世界の110カ国が批准しているが（２０１２年３月現在）、日本はその中に入っていない。むろん早く批准することよりも、条約の内容に照らして国内法を変え、差別禁止法を制定することの方が重要だ。そのための制度改革が現在進行中である。主な舞台は２００９年12月に内閣府に設けられた「制度改革推進会議」である。推進会議にはこれまで地道に障害者運動を担ってきた障害者リーダーたちが入り、委員の過半数が障害当事者と家族という構成になった。それぞれの委員が実質的に議論に参加できるための合理的配慮（手話通訳、知的障害者への支援等）も行われ、会議の様子はインターネットで中継（動画配信）されている。これはまさに「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！」の精神を実践するものであり、全国の障害者が高い関心を寄せている。京都を含め各地で障害種別を越えた団体や個人の連携が進み、学習会やフォーラムは常に盛況だ。

これまでに障害者基本法が改正され（２０１１年７月）、現在は総合福祉法（仮）をめぐって白熱したやりとりが続行中であるほか、差別禁止法（仮）の準備も進められている。国レベルだけではなく、（千葉・北海道などに続き）熊本や兵庫、そして京都でも差別禁止条例（仮）をつくる動きが始まっている。地方レベルでも「われわれ抜きに、われわれのことを何も決めるな！」という当事者主体の精神が大切にされ、障害者が文字通り「権利の主体」となって条例づくりが進むことを期待している。

上田正昭著『京都のなかの渡来文化』

世界人権問題研究センター
研究第三部長
仲尾　宏

本書の著者はいうまでもなく、日本古代史、東アジア史の泰斗である。しかし単なる文献史学者ではない。その研究領域は歴史学だけでなく、考古学、宗教史、民俗学、国文学などにもおよび、いまなおアジア史学会会長、社叢史学会理事長、高麗美術館館長、そして当世界人権問題研究センターの理事長をつとめる現役の歴史学者である。そしてこのセンターが毎年開催する「人権ゆかりの地」の講座に必ず出講していただいている。本書は12回におよぶその講義録であるが、一読して感ずる印象はたんなる講義録ではなく、著者の歴史と京都という風土に対する熱い思い入れが凝縮された一冊である、ということである。

内容は第一部と第二部にわかれているが、その主要部分は古代の山城（背）盆地と平安京のなりたちに至る頃までの朝鮮半島との深いかかわりと人のえにしに係わる主題から成っている。そのものずばりの「京都の渡来文化」を章名とした一章をはじめ、「秦氏ゆかりの史跡」「京都のなかの高句麗文化」「伏見稲荷大社」「広隆寺と松尾大社」などがその主題にそって叙述されている。また平安京に関しては「平安京のなりたちと渡来の人びと」「高野新笠」「平安京造営と百済王氏」などがとりあげられている。

さらに著者の論鋒は古代では「東北の英雄アテルイと清水寺」におよび、さらに近代・現代にも目配りがされている。「京都の近代化と町衆の学問」では京都の番組小学校と石田梅岩が、「高麗美術館」では館の創立者・鄭詔文や在日朝鮮人との交遊などもの

べられている。その章のどのひとつをとりあげてみても重量感のある講演であるが、全章を通貫しているのは、ていねいな語り口であること、またひとつの主張に対してその説の基調を支えている基本的な史料による説明が加えられていることである。また学会での異説、巷間での言い伝えなどについてもその真偽をつまびらかにすることも怠っていない。

さらに一般の講話などではあまりとりあげられていないこと、たとえば高野新笠の諡名が「天高知日之子姫尊」であって、それは百済の神話に由来していること、秦氏の氏族名が韓国慶尚南道蔚珍郡から出土した碑文の「波旦」によってうらづけられることなどである。また平安京が唐にならって名付けた坊名のうち、長安にちなむものが少なく、これに対して洛陽にちなむものが圧倒的に多いこと、などである。さらに著者が長年の研究や実地調査の過程でのエピソードや体験がところどころにちりばめられていることも本書の魅力であると同時にこの著作を格段に読みやすくしいる。すでに故人となった人びとをはじめ、知名の人びとにまつわるこぼれ話も読んでいて楽しい。

この著作ではもうひとつ貴重なものがある。それは各章ごとの章末にかかげられている「参考文献」とともに講話のなかで説明されている「参考史料」である。『古事記』『日本書紀』をはじめとする基本文献だけでなく、一般にすぐに入手し参照することができない個々の史料が必要な部分のみを適切に掲げてある。これらを丁寧に読んでみることによって読者は「上田史学」のたしかさに触れることができるだろう。また他の人の論を考えてみるときにもすぐさま参考にできる便利な「古代史便覧」ともなろう。

読者はかならずしも順を追ってよむ必要はなく、それぞれの関心事に沿って順次読み通せばよい。

この珠玉のような一冊が古代史、渡来文化に関心のある多くの人びとの目に触れることを期待したい。

秋定嘉和著『人権から見た近代京都』

センター嘱託研究員
京都工芸繊維大学・佛教大学・龍谷大学講師
杉本　弘幸

本書は秋定嘉和氏の、「講座人権ゆかりの地をたずねて」における講演をまとめた講演集である。通例により、目次を掲げておこう。

① 京都の福祉の始点をたずねて
② 西陣の仕事と風俗―戦前の京文化の社会的基盤について―
③ 京都の社会事業―一九一〇年前後―
④ 戦時下の京都市民と社会福祉事業
⑤ 改善事業の先駆者たち
⑥ 戦前の京都の識字問題―人生における教育の重要性―
⑦ 人権教育創造の試み―有馬良治とその周辺―
⑧ 京都の映画界と人権
⑨ 映像文化の戦時下統合―永田ラッパの人間像―
⑩ 水上勉と京の人権文化

紙幅の関係もあるので、本書の特徴をいくつかにまとめる。

第一に近代京都の町組や共同体にみえる都市の結合の論理と同時に、町共同体や民衆の貧困者、障がい者、被差別部落に対する差別を叙述し、都市の排除の論理をも析出していることである。本書では「京都における差別は、主に身分・階級・民族の問題として現れてきました。「不良住宅地区」に代表される被差別部落の問題、これは身分です。それから西陣に代表されるような低所得者の貧困問題、これは階級です。それから民族、在日朝鮮人の問題です。在日朝鮮人の一部は経済的には上昇しましたが、やはりそこでの差別の問題は残り続けた。このように、京都市は三つの分野で問題を抱え込んで戦後に至ったわけです」（八一頁）と述べる。このような自治を担う主体とその対極となる人々に対する社会的差別を位置づけるかが、「もうひとつの京都」を描き出す論点となるだろう。

第二に近代京都の「伝統文化」の階層性をえぐり出していることである。結局、京都の「伝統文化」というのは、西陣や富裕層の旦那衆の享受する文化であり、その下で労働する職工や労働者達には非常に厳しい労

働があり、全く別の「庶民文化」を形成している。また、「『男はええな。遊び歩ける。われわれは何もない』そういうことが聞き取りで残る」（四二頁）という遊郭や職工の女性の視点からみた「伝統文化」の内実もとりあげる。そして、京都の「伝統文化」は結局、激しい階層差と、厳然とした二重性をもった文化であると喝破する。

第三に近代京都の映画界と侠客、土建業者のつながりや、水上勉の文学作品に登場する貧困、差別、遊郭の女性たちのありようなど、京都の現実社会に密着した素材から立論していることである。特に芸能界とアウトローや社会的差別との関係は近年盛んに報道されているとはいえ、京都の近代史における歴史的な位置づけが行われ、構造が示されている。

第四にリアリティの追求である。例えば、福祉・教育・人権というといわば「きれいごと」の世界であると思う方も多いだろう。しかし、本書では、「きれいごとというか、表向きだけを見ていては物事の本質をつかまえることができなくなってしまいます。物事の清濁、表と裏の両面を見てはじめて全体が理解できるのです」（一四六頁）とのべるように、社会福祉／教育実践に伴う不正や問題点がきちんと描かれている。「きれいごと」ではなく、リアルな社会問題解決への取組みや「失敗」の積みかさねが、今日のあり方を生んだことが良く理解できる。

本書を読み、思い出すのは、澁澤敬三の『犬歩当棒録』に所収されている「失敗史は書けぬものか」（『澁澤敬三著作集　第3巻』、平凡社、一九九二年、四八～四九頁）である。澁澤は、アメリカの汽船のマニュアルやダム・建設物関係の書物などに、その欠点・過誤・誤算を赤裸々に書き、その対処法が書いてある事例をとりあげ、「関係当事者の弱点を衝いて強いて恥をさらすためでなく、人の陥りやすい不注意や誤謬を二度と繰返させぬための指針としての、参考のためであった」とし、「先の汽船のメモや工事欠点の白書は、正に失敗史を天下に公表したものである。翻って我が国の過去の歴史的記録労作を顧みると、殆ど全て自慢史ばかりである。（中略）ひいてはわが国の歴史に至るまでまず成功づくめの自慢史でなかったか。（中略）真の成功は失敗を素直に科学的に究明した上に築かるべきものであろう」と訴える。そして彼は「熱心に本気に仕事した人や機関をブレームするのではなしに、後に続くもののために、またお互い我が国民全体のためにむつかしいことだが考えられてもよいかと思う」と結んでいる。

本書はまさにこの「失敗史」の歴史叙述の一つである。「もうひとつの京都」を考える手がかりとなるだろう。

厳浄寺（ごんじょうじ）

―滋賀水平社発祥の地

今年は全国水平社が京都岡崎公会堂で呱々の産声をあげてから九十周年の節目の年にあたる。全国各地で解放運動にかかわってきた人びとの手でさまざまな記念行事がおこなわれているであろう。三千人が集まったという一九二二年三月三日の水平社創立大会は全国各地から長年理不尽な差別にあえいできた多くの人びとの「解放」への熱い思いが充満していたことはよく語られている。その後、大阪、九州、三重、奈良など各地に水平社が設立され、国粋会との熾烈な闘いをまきおこしながら、差別者の告発・糾弾の闘いを突き進んでいった。

ところで滋賀県の水平社設立の動きについてはあまり多くの記録がない。『全国水平社七〇年史』（一九九二年、解放同盟中央本部刊）にも滋賀水平社にかかわる記述は皆無である。だが、京都の創立大会には約一五名の滋賀県からの来会者があったとされ、その中の八名が後、滋賀水平社の創立にかかわることになった。だがその道のりも順調ではなかった。一九二二年五月、滋賀県社会課は「部落改善懇談会」をつくり、各地の関係者、首長などを集めて「融和事業」の取り組みを説明した。もちろん水平社運動が滋賀県に波及することを意識してのことであろう。一説によると当時の滋賀県知事は「滋賀では水平社設立を許さない」という信念の持ち主であったという。だが一九二四年一月には水平社初代委員長の南梅吉の出身地である近江八幡で南委員長自身が先頭にたって水平社設立を計画した。それを察した国粋会は五〇〇人が武装して会場を取り囲み、また警察も出動して京都駅で水平社関係者十数名が検束された結果、創立大会は中止のやむなきにいたった。それから約三ヵ月後、今度は甲賀郡寺庄村字宝木（ほうのき）の浄土真宗厳浄寺（ごんじょうじ）で三〇余名の正・私服警官の警戒の中、三百数十名が集まって滋賀水平社の発足大会が開催された。当時の『日出新聞（京都新聞の前身）』や『大阪朝日新聞京都附録』によると前

者は「滋賀県水平社大会―無事平穏に閉会した」とあり、後者は「人間よ　自然の平等にかへれ。少年少女の火の如き叫び」という見出しが踊っている。大人に混じって参加した少女とは増田久恵（一三）、少年は谷口秀太郎（一五）であった、という。ただしこの二人が地元の出身者であったという確証はない。そして大会は委員長に木下幸太郎、副委員長に森口治左衛門を選び、大会宣言を発して閉会した。結成後、宝木の運動は①学校での児童の差別言動、②U村では神社祭礼の神輿を被差別部落の人に担がせない風習③F病院長の差別発言④村助役の子どもの差別言辞などに対する糾弾活動を行ったとされる。またこの甲賀郡での動きに刺激されて同年中に千草水平社（現長浜市内）、一九二六年に犬上水平社（現彦根市内）が結成された。また三重県との連合組織である「江勢連合会」もうまれ、宝木の木下幸太郎委員長が役員に加わった。今、会場となった厳浄寺へ行くと、山門と鐘楼の奥に小振りな本堂が見える。開催当日は大勢の人びとが入りきれないことを予測して本堂の正面に臨時の屋根をとりつけるなどの工夫がこらされていたらしい。ちなみに厳浄寺は室町時代中期の忽道場を母体とし、戦国時代には京都常楽寺の中本山格の末寺と定められた古い寺院である。

またこの宝木の集落についてであるが、近隣の他の村と比べると昔は相当豊かだったようだ。というのは江戸時代中期には馬が二〇〇頭も記録されており、近くの東海道や伊賀街道での「博労」を営んでいた人が多かったようである。また近隣の勧進行事の際の「木戸銭」の徴収などにもあたっていたらしい。

しかし明治時代になると社会情勢の急変のため、仕事を失った人が多く、大正初年の「村是」では貧民救済対策が第一にあげられていた。またこの宝木水平社のことを乏しい記録などから発掘された甲賀市在住の武田一夫さんによれば水平社結成に先立つ大正初年の八年間、寺庄尋常小学校教諭として赴任していた福森松蔵という先生は部落に居住し、子どもだけでなく大人への識字教育、生活改善、

平等思想啓発などに献身されていたこと、その結果であろうか、のちに県があらためて識字教育にのりだした時にもこの集落からはその該当者が他村とくらべて極端に少なかったことがあげられている。

以上のような輝かしい成果をあげた宝木の水平社であるが、三年後、創立に大きな役割を果たした南梅吉が全国水平社のなかの路線対立から組織を脱退して「日本水平社」を別に作ったことと関連したのであろうか、次第に衰退して目ぼしい活動を続けることなく間もなく自然消滅の状況に立ち至ったようである。

大阪朝日新聞京都附録

人間よ！
自然の平等にかへれ
少年少女の火の如き叫び
縣水平社大會の光景

静かな佇まいにある厳浄寺はかつての人権のための人びとの闘いの情熱を秘めて、当時の歴史のひとこまを今日に伝えている。

なお、厳浄寺のすぐ近くには、地域の集会場と学習センターとして「宝木」の由来であるカエデの巨樹にちなんで命名された「かえで会館」が作られ、今も子どもたちの元気な声がこだましている。

所在地　滋賀県甲賀市甲南町宝木92
交通　JR草津線貴生川駅または甲南駅より一キロ
問い合わせ先　甲賀市かえで会館
TEL　〇七四八－八六－四三六三
FAX　〇七四八－八六－四九五八

〔写真〕・厳浄寺の山門と本堂（24頁）
・滋賀水平社創立大会の想像図（小久保信蔵氏画）（25頁）
・当時の新聞記事（『大阪朝日新聞京都附録』）。（26頁）

（研究第三部部長　仲尾　宏）

「解放の父・松本治一郎賞」受賞

―上田正昭研究センター理事長―

部落差別の撤廃と被差別部落の人々の尊厳の回復を求めて、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と訴えた全国水平社が創立されてからちょうど九〇周年にあたる本年三月三日、全国水平社創立大会の地である京都市・岡崎の京都会館においてその九〇年の記念集会が開催されました。

この集会のなか、世界人権問題研究センターの上田正昭理事長が、桃山学院大学名誉教授の沖浦和光氏とともに、第七回松本治一郎賞を受賞されました。戦前・戦後の部落解放運動に尽力し「解放の父」とも呼ばれる松本治一郎の名を冠したこの賞は、あらゆる差別の根絶と人権確立のために活動する個人・団体に贈られるものです。

上田理事長は今回、古代の渡来人・渡来文化や近世の朝鮮通信使の再評価をはじめとする東アジア的な視点に立った歴史研究と、アジア史学会の発足など東アジアの国際的研究の推進、連帯と交流に取り組んできたこと、さらには部落問題・部落史研究における多大な功績などが評価されての受賞となりました。

表彰式では、受賞者を代表して挨拶に立った上田理事長が、六〇年以上にわたる研究活動を振り返り、水平社の創立大会で採択された「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かつて突進す」という綱領の一文を引きながら、改めて人権文化を確立することの必要性・重要性を訴えました。

2012年度　人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で15年目を迎えています。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

	月日曜	種　別	時　　間	講　　座　　名	講　　師
1	6月19日（火）	開講式	13:30～13:40	研究センター所長	安藤　仁介
		講義	13:40～15:00	“アラブの春”その後 ―国連の活動を中心に―	安藤　仁介 京都大学名誉教授
		講義	15:15～16:45	近代日本の部落問題認識と全国水	関口　　寛 四国大学准教授
2	7月6日（金）	講義	13:30～15:00	災害と人権 ―災害ボランティア活動が拓く可能性―	渥美　公秀 大阪大学教授
		講義	15:15～16:45	在日コリアンの経済活動 ―移住労働者の過去・現在・未来―	李　　洙任 龍谷大学教授
3	7月18日（水）	講義	13:30～15:00	動物社会から学ぶ人権 ―ゴリラの研究を通して―	山極　寿一 京都大学教授
		講義	15:15～16:45	国連平和に対する権利宣言	坂元　茂樹 神戸大学大学院教授
4	8月10日（金）	講義	13:30～15:00	外国人教育の新たな試み ―京都市土曜コリア教室―	松下　佳弘
		講義	15:15～16:45	在米コリアンと在日コリアンの肖像 ―ロス暴動20周年に思うこと―	髙　　賛侑 甲南大学他非常勤講師
5	9月7日（金）	講義	13:30～15:00	インターネット社会を生きる ―あなたのプライバシー守られていますか―	神月　紀輔 ノートルダム女子大学准教授
		講義	15:15～16:45	強制失踪条約と強制失踪委員会の役割	薬師寺公夫 立命館大学大学院教授
6	9月19日（水）	ワークショップ	13:30～16:45	人権尊重を推進する効果的な会議のすすめ方 ～ホワイトボードケース会議入門～	ちょんせいこ 人まちファシリテーション工房代表
7	10月5日（金）	講義	13:30～15:00	清盛の時代 ―庶民の生活と藝能を中心に―	山路　興造 京都女子大学非常勤講師
		講義	15:15～16:45	女性と災害 ―ジェンダーの視点に立つ心理的支援とは？―	井上摩耶子 ウイメンズカウンセリング京都代表
8	10月12日（金）	講義	13:30～15:00	家族責任と性別分業 ―家事・育児・仕事・パートナーシップをめぐって―	斧出　節子 京都華頂大学教授
		講義	15:15～16:45	平和教育と平和啓発	村上登司文 京都教育大学教授

9	10月17日（水）	フィールドワーク	13:30〜17:00	八幡・淀の人権ゆかりの地をたずねて	仲尾　宏 京都造形芸術大学客員教授 本郷　浩二 京都外国語大学他非常勤講師
10	10月26日（金）	講義	13:30〜15:00	人口減少社会における社会包摂 ―多様な住民が排除されないために―	安里　和晃 京都大学大学院特定准教授
		講義	15:15〜16:45	差別戒名	吹田　良忠 妙心寺塔頭・慧照院住職
11	10月31日（水）	講義	13:30〜15:00	全国水平社創立の思想	手島　一雄 立命館大学他非常勤講師
		講義	15:15〜16:45	「ちがいのちがい」からみる普遍性と個別性	藤原　孝章 同志社女子大学教授
12	11月９日（金）	講義	13:30〜15:00	人権文化の創造 ―人権教育・啓発の法と計画の課題―	上杉　孝實 京都大学名誉教授
		講義	15:15〜16:45	雨森芳洲と朝鮮通信使	上田　正昭 京都大学名誉教授
		修了式	16:45〜17:00	研究センター理事長	上田　正昭

※会場：ハートピア京都（中．烏丸丸太町下ル）

開催日程　6月19日（火）〜11月９日（金）　全12回
時　　間　午後１時30分〜（※受付：午後１時〜）
会　　場　ハートピア京都（中京区烏丸丸太町下ル）
※10月17日（水）のフィールドワークを除く
受 講 料　１回2,000円（年間20,000円）

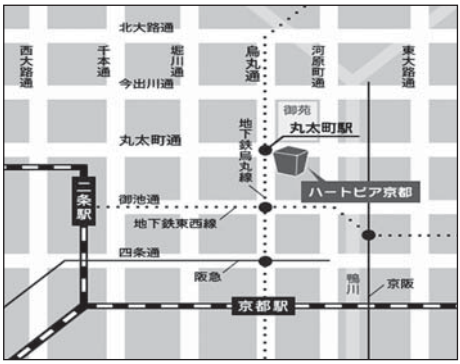

京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車
⑤番出口（地下鉄連絡通路にて連結）
京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」バス停下車

お問い合わせ
（公財）世界人権問題研究センター
（TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750）

【2012年度】講座・人権ゆかりの地をたずねて

会場が変わりました

京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思います。

回	月日	講師	テーマ・内容
1	6月2日（土）	田端　泰子 センター評議員 京都橘大学名誉教授	苦難に磨かれた女性 ― 春日局 ― 明智光秀の重臣斎藤利三の娘福は、少女時代・娘時代に二度にわたり貧窮の身となる。その後徳川家康によって家光の乳母として見出されて以降、成立期の幕府を支えるべく大きな力を発揮する。福の成長の過程を検証してみたい。
2	6月30日（土）	水野　直樹 センター客員研究員 京都大学教授	チョゴリの女性を描いた京都の日本画家 ― 秋野不矩と梶原緋佐子 ― 京都の女性日本画家を代表する秋野不矩と梶原緋佐子には、戦前の在日コリアン女性の姿を描いた作品がある。「野を帰る」（秋野、1930年）と「機織」（梶原、1934年）は、いずれも帝国美術院展覧会の入選作である。これらの絵を通して、京都の在日コリアン女性の歴史を考える。
3	7月21日（土）	山路　興造 センター第２部長 元京都市歴史資料館館長	大路小路の暮らし ― 木戸と木戸番の居た時代 ― 計画都市平安京として区画された京都は、その大路小路が1200年後の現在でも生き残っている。この大路小路を中心に、人々は、それぞれの時代に即した地域共同体を工夫して暮らしてきているが、その変遷とともに、町の暮らしを警護した木戸番の実態を考えたい。
4	9月29日（土）	仲尾　　宏 センター第３部長 京都造形芸術大学客員教授	朝鮮通信使と淀・鳥羽 ― 水陸歴程の地 ― 江戸へ向かう朝鮮通信使にとって山城・淀は「水陸歴程の地」と呼ばれ、それまでの水路から陸路の旅にかわる重要な地点であった。そこでの見聞や歓待の行事、こぼれ話しなどをとりあげる。なお鳥羽は実相寺が休憩の場であった。

5	10月20日 （土）	秋定　嘉和 センター嘱託研究員 池坊短期大学 名誉教授	**京都東南部の生活と人権 ― 港・酒・遊所 ―** 伏見界隈の戦前の生活と産業、交通、娯楽について考えてみたい。この地は明治維新以前より京都・大阪を結ぶ要路であり、人々や物資が盛んに行き交っていた。そうした状況は明治期の鉄道開通とともに変化をみせ始める。
6	11月17日 （土）	馬場　まみ センター嘱託研究員 京都華頂大学教授	**服装からみる江戸時代の女性と階層** 服装は、歴史的に身分階層を表わす手段として用いられてきた。江戸時代、女性に対する服装による身分階層の区分はどのように設定されていたのだろうか。服装規範をたどりながら、江戸時代の女性の社会的位置づけについて考える。
7	12月15日 （土）	川嶋　將生 センター嘱託研究員 立命館大学衣笠総合 研究機構教授	**清水寺と信仰―物語のなかの「弱者」** 東山の清水寺には、かつて病の治癒を願う信仰があり、そのなかには「癩」の治癒もあった。また社会的弱者の立場におかれていた「一寸法師」「物くさ太郎」などの物語も清水寺を舞台としていた。節季候の実態についても触れる。
8	1月26日 （土）	上田　正昭 研究センター理事長 京都大学名誉教授	**石田梅岩とこころの学問 ― 京都が生んだ心学の先人 ―** 人心が荒廃して、こころの教育が強調されている。享保14年（1729）車屋町御池上るで開講した石田梅岩は、こころの本性を知り、こころを発明する必要性を説いた。そして商人に自信と誇りを与え、経世済民のあるべき姿を力説した。

回　数　全８回
曜　日　土曜日
時　間　午後２時～３時３０分
　　（受付は、午後１時３０分～）
場　所　ウイングス京都
　　（中京区東洞院通六角下る）
受講料　１，０００円（１回）
＊ 賛助会員は無料
＊ 予約不要、当日受付

会場が変わりました

地下鉄烏丸御池駅（5番出口）または
地下鉄四条駅・阪急烏丸駅（20番出口）下車徒歩約5分

お問い合わせ
（公財）世界人権問題研究センター
（TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750）

◆研究部門の紹介（二〇一二年四月一日現在・五十音順）

所　　長　安藤　仁介（副理事長、京都大学名誉教授）
客員研究員　上田　正昭（理事長、京都大学名誉教授）

○研究第一部

研究部長　坂元　茂樹（神戸大学大学院法学研究科教授）
客員研究員　金　東勲（龍谷大学名誉教授）
専任研究員　三輪　敦子
嘱託研究員　阿部　浩己（神奈川大学法科大学院教授）
岩沢　雄司（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
小畑　郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）
北村　泰三（中央大学大学院法務研究科教授）
徳川　信治（立命館大学法学部教授）
中井伊都子（甲南大学法学部教授）
西井　正弘（大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科教授）
初川　満（横浜市立大学学術院国際総合科学部教授）
本間　浩（東京大学大学院総合文化研究科特任教授）
前田　直子（京都女子大学法学部講師）
村上　正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）
薬師寺公夫（立命館大学大学院法務研究科教授）

○研究第二部

研究部長　山路　興造（京都女子大学非常勤講師）
専任研究員　本郷　浩二

［近現代・現状班］

客員研究員　手島　一雄（立命館大学他非常勤講師）
嘱託研究員　秋定　嘉和（池坊短期大学名誉教授）
井岡　康時（奈良県立同和問題関係史料センター所長）
石元　清英（関西大学社会学部教授）
伊藤　悦子（京都教育大学教育学部教授）
奥本　武裕（奈良県同和問題関係史料センター係長）
小林　丈広（奈良大学文学部教授）
白石　正明（佐賀部落解放研究所研究員）
白木　正俊（京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館嘱託研究員）
杉本　弘幸（佛教大学他非常勤講師）
関口　寛（四国大学経営情報学部准教授）
田中　和男（龍谷大学非常勤講師）
野口　道彦（大阪市立大学人権問題研究センター特任教授）
廣岡　浄進（大阪観光大学観光学部講師）
山本　崇記（日本学術振興会特別研究員）

［前近代班］

客員研究員　河内　将芳（奈良大学文学部教授）
嘱託研究員　家塚　智子（宇治市源氏物語ミュージアム学芸員）
宇那木隆司（姫路市立琴丘高等学校教頭）
川嶋　將生（立命館大学アートリサーチセンター研究顧問）
斉藤　利彦（佛教大学歴史学部歴史文化学科准教授）
下坂　守（奈良大学文学部教授）
髙橋　大樹（大津市歴史博物館学芸員）
辻　ミチコ（元京都文化短期大学教授）
中野　洋平（国際日本文化研究センター研究部機関研究員）
西山　剛（京都文化博物館学芸員）
野地　秀俊（京都市歴史資料館非常勤嘱託員）
山本　尚友（熊本学園大学社会福祉学部教授）
吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

○研究第三部

研究部長　仲尾　宏（京都造形芸術大学客員教授）
客員研究員　水野　直樹（京都大学人文科学研究所教授）
専任研究員　田中　隆一
嘱託研究員　板垣　竜太（同志社大学社会学部准教授）
小川　伸彦（奈良女子大学文学部准教授）
倉石　一郎（東京外国語大学大学院総合国際学研究院准教授）
高　賛侑（京都ノートルダム女子大学等非常勤講師）
菅澤　庸子（京都学園大学他非常勤講師）
宋　英子（大阪市教育センター研究官）
高野　昭雄（千葉商科大学准教授）
田中　宏（一橋大学名誉教授）
鄭　栄桓（明治学院大学教養教育センター専任講師）
盧　相永（大阪産業大学人間環境研究科博士後期課程）
飛田　雄一（財）神戸学生青年センター館長）
福本　拓（宮崎産業経営大学法学部講師）
藤井幸之助（神戸女学院大学他非常勤講師）
松下　佳弘（京都市教育委員会学校指導課専門主事（非常勤嘱託））
宮本　正明（立教学院史資料センター・学術調査員）
師岡　康子（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員）
梁　永厚（関西大学人権問題研究室特別研究員）
李　洙任（龍谷大学経営学部教授）
リングホーファー・マンフレッド（大阪産業大学人間環境学部教授）

○研究第四部

研究部長　谷口真由美（大阪国際大学現代社会学部准教授）
客員研究員　山下　明子（同志社女子大学非常勤講師）
専任研究員　福嶋由里子
嘱託研究員　安里　和晃（京都大学大学院文学研究科特定准教授）
井上摩耶子（ウィメンズカウンセリング京都代表）
斧出　節子（京都華頂大学現代家政学部教授）
軽部　恵子（桃山学院大学法学部教授）
西立野園子（武蔵野大学政治経済学部客員教授）
馬場　まみ（京都華頂大学現代家政学部教授）
マーサ・メンセンディーク（同志社大学社会学部社会福祉学科准教授）
源　淳子（関西大学他非常勤講師）
山下　泰子（文京学院大学名誉教授）
吉田　容子（弁護士・立命館大学大学院法務研究科特任教授）
米田　眞澄（神戸女学院大学文学部総合文化学科准教授）
若尾　典子（佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授）

○研究第五部

研究部長　上杉　孝實（京都大学名誉教授）
客員研究員　平沢　安政（大阪大学大学院人間科学研究科教授）
専任研究員　松波めぐみ
嘱託研究員　赤尾　勝己（関西大学文学部教授）
阿久澤麻理子（大阪市立大学大学院創造都市研究科教授）
岩槻　知也（京都女子大学発達教育学部教授）
熊本　理抄（近畿大学人権問題研究所准教授）
住友　剛（京都精華大学人文学部准教授）
外川　正明（公立大学法人鳥取環境大学環境学部教授）
友永　雄吾（佛教大学他兼任講師）
野崎　志帆（甲南女子大学文学部准教授）
藤原　孝章（同志社女子大学現代社会学部教授）
古久保さくら（大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授）
村上登司文（京都教育大学教育学部教授）
山ノ内裕子（関西大学文学部准教授）

〈海外の人権紀行〉

移民政策は失敗か　ドイツ

混乱するＥＵの経済をけん引しているのは主にドイツとフランスである。ともに移民受け入れ国で、移民が経済に大きく寄与してきたことは受入国自身が認めている。他方でイスラム教徒による事件やイスラム教徒に対する迫害など様々な摩擦も生じている。ドイツのメルケル首相は、２０１０年「多文化共生政策は失敗に終わった」と語り大きな波紋を呼んだ。日本では、移民受け入れは良くないと理解した人も多いと思われるが、ドイツの政治家に聞くとそうではないようだ。

移民が増加した要因としてよく指摘されている政策にガストアルバイタープログラムがある。ドイツは１９５０年代から１９７０年代にかけトルコや韓国から短期の移住労働者を導入した。帰国を前提としていたが、その多くがドイツに定着したのである。ドイツに定着する以上、社会に適応するには言葉を理解し、教育を受け、就職のためのスキルを磨かなければならないが、必ずしもこうした機会には恵まれてこなかった。

移民の集住地区であるベルリン市にある、人口30万人のノイケルン区を訪問すると、こうした状況が理解できる。犯罪が多発し、子どもたちは学校へ通わず、非行に走り、まともな職業にも就くことができない。ノイケルン区ではドイツ社会にうまく溶け込むための政策が切実に求められており、それが統合政策への転換となったのである。

言語や教育、福祉、住宅などさまざまな諸施策を通じて、移民だからといって不利な立場に立たされないようにすること、すなわち将来にわたって社会から疎外されないようにする政策を社会統合政策という。こうした施策がはじまったのも、ドイツでは２００５年に施行された移民法以降である。ノイケルン区の社会民主党党首に話を聞くと、日本がドイツから学ぶことがあるとすれば、社会統合を速やかに始めることであり、移民を放置することは将来に禍根を残すという。

なかでも強調していたのは子どもの教育である。子どもの教育が強調されるのは、将来の自立のためであり、子どもの社会統合は学校から、成人の社会統合は職場から、というのが基本的な考え方である。特に学校が重視されるのはドイツ語の理解促進のためであり小学校入学以前の言語教育が極めて重要だという。その際、地域の果たす役割がきわめて大きいというのだ。

社会統合政策というと、問題としての移民が強調されるが、当事者の声を２つほど紹介しておこう。トルコ系のＮＧＯの職員は、移民がドイツにもたらした効果について、「ドイツが明るくなったことだ。この50年間で、ドイツは良くなったでしょ。文化も変わった。昔のドイツ人に笑顔は少なかった。移民は経済だけではなく、大変大きなエネルギーになっている」と答えた。

またあるアラブ系移民は「ここに暮らせばドイツの法令や慣習に従う必要がある。そこで移民に対してよく『あなたは統合されていない』ということを言うドイツ人がいる。でもよく考えてみたら、私たちはここで生まれ、ドイツ語を話し、ドラッグに染まり、宗教も世俗化し、ディスコにも行く。これ以上どうやってドイツに統合されればよいというのだ」と語った。移民の置かれた困難な状況を皮肉った答えだった。

社会統合政策は言語、教育、宗教、価値観に及ぶため、同化政策とも解釈されることがある。しかし、言語や文化の違いを理由として社会から排除される人々がいるとすれば、特に次世代で受入国は大きな「つけ」を支払うことになることを十分認識しておく必要がある。

（研究第四部嘱託研究員　京都大学特定准教授　安里　和晃）

▲移民の子どものための絵画教室。

▲移民のためのドイツ語教室。

▲ベルリン市ノイケルン区庁舎。

▲アラブ系 NGO の建物。ドイツの雪だるまは 3 段。

▲東西ドイツ統合の象徴であるブランデンブルク門。

GLOBE
グローブ・No.69　2012年4月29日発行　発行人／理事長・上田正昭　印刷／田中プリント

人権問題研究叢書　第５号刊行

人権から見た近代京都

定価　1,500円（税込）　　カバーデザイン：京都市立芸術大学　江尻紗耶未氏

「賛助会員」募集中

◎年会費　個人会員　１万円（学生は５千円）　法人会員　５万円
◎特　典　・『グローブ』（季刊：年４回発行）『年報』の無償送付。
・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。
・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。
・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。
・当センター主催の講演会等への優先案内。
◎お問い合せ、お申込みは下記へ。

公益財団法人　世界人権問題研究センター
〒604-8221　京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地１
TEL 075-231-2600　FAX 075-231-2750
［URL］http://www.mmjp.or.jp/jinken/［E-MAIL］jinken@kyoto.email.ne.jp